

千歳市新学校給食センター整備運営事業

入札説明書

令和8年3月
(令和8年6月19日修正)

千歳市

目次

第1 入札説明書等の位置づけ	1
第2 事業の目的及び内容	2
1 事業の目的	2
2 本事業の基本方針	2
3 事業名称	4
4 事業の対象となる公共施設	4
5 事業実施場所	4
6 事業概要	4
7 本施設の管理者の名称	4
8 事業の対象範囲	4
9 事業方式	6
10 事業期間	6
11 事業スケジュール（予定）	6
12 事業期間終了時の措置	6
13 事業者の収入	7
14 光熱水費の負担	7
15 地元経済の発展への貢献	7
16 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	7
17 遵守すべき法制度等	8
第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	9
1 入札参加者の構成等	9
2 業務実施企業の参加資格要件	9
3 入札参加者の制限	12
4 特別目的会社（SPC）の設立等	13
5 参加資格要件の確認基準日	13
6 入札参加者及び協力企業の変更	13
7 競争入札参加資格名簿への登録	13
第4 事業者募集等のスケジュール	15
第5 入札手続等	16
1 担当窓口	16
2 入札に関する手続	16
3 入札参加に関する留意事項	20
4 入札予定価格	21
第6 入札書類の審査等	22

1 千歳市新学校給食センター整備運営事業者選定審査委員会	22
2 審査方法	22
3 審査項目	22
4 落札者の決定	23
5 落札者決定通知及び審査結果の公表	23
第7 提案に関する条件	24
1 立地条件	24
2 施設の設計及び建設・工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件	24
3 業務の委託	25
4 資金計画・事業収支計画に関する条件	25
5 本市の費用負担	25
6 サービスの対価の支払及び改定方法	25
7 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング及びペナルティの考え方	25
8 土地の使用	26
9 建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	26
10 本市と事業者の責任分担	26
11 財務書類の提出	26
第8 契約に関する事項	27
1 契約手続き	27
2 契約の枠組み	27
3 契約金額	28
4 契約保証金	28
5 事業者の事業契約上の地位	28
第9 提出書類	29
1 入札時の提出書類	29
第10 その他	31
1 事業の継続が困難となった場合の措置	31

様式1 閲覧資料貸出申込書兼誓約書

様式2 入札説明書等に関する説明会参加申込書

様式3 入札説明書等に関する質問書

様式4 入札説明書等に関する個別対話参加申込書及び個別対話の議題

第1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、千歳市（以下「本市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した千歳市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する次の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

事業契約書（案）：本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（仮事業契約書（案）、事業契約書（案）及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

要求水準書：本市が事業者に要求する具体的な設計、建設・工事監理、維持管理（添付資料、閲覧資料を含む。）及び運営業務に関するサービス水準を示すもの

落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの

基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、本市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

第2 事業の目的及び内容

1 事業の目的

本市の学校給食は、昭和39年から共同調理場方式により実施しており、現千歳市学校給食センター（以下「現学校給食センター」という。）では1日約9,000食を調理し、市内小学校（約6,000食）、中学校（約3,000食）のほか、北海道千歳高等支援学校、支笏湖保育所に提供している（保育所は副食のみ提供）。

しかし、現学校給食センターは、供用開始から30年以上が経過し、調理機器及び建築設備の老朽化が進み、全面的な更新が必要となっている。また、学校給食衛生管理基準に対して一部適合していないこと、提供可能な献立に制約があること、食物アレルギーへの対応ができないことなどの課題を抱えていることから、より安全で安心な学校給食を提供するため、令和元年12月に「千歳市新学校給食センター整備に向けた基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、令和5年4月には食数規模や整備プランなどを見直した基本構想（改訂版）を策定した。

その後、基本構想（改訂版）をさらに具体化し、新たな学校給食センターの整備に必要な施設計画の基本条件や建設候補地、各室の配置や配送計画等を取りまとめ、令和6年12月に「千歳市新学校給食センター整備基本計画」を策定した。

本事業を実施するに当たっては、PFI法に基づき、施設的设计、建設、維持管理及び運営業務を長期に、かつ、一体的に実施することとし、民間の経営能力及び技術的能力の活用を図り、良好な施設の整備や維持管理、効率的な運営等により、長期的な観点で事業コストの縮減を目指すものとする。

2 本事業の基本方針

本事業は、新たに一日当たり8,000食の調理能力を有する学校給食センターを整備するとともに、所定の事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うもので、以下に示す基本方針を十分に踏まえ、実施するものとする。

(1) より安全で、より安心な学校給食

① 食中毒等の発生リスクを抑え、より安全で、より安心な学校給食の提供

整備の方向性

ア 学校給食衛生管理基準等に適合した、より安全で、より安心な給食の提供が可能な施設の整備

- ・ 新学校給食センターは、調理場の汚染作業区域と非汚染作業区域を独立した部屋に区分するなど、学校給食衛生管理基準及び学校給食の共同調理場を含む大量調理施設に求められる衛生管理の内容を示した厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルの各項目に適合した施設とする。
- ・ 児童生徒（園児も含む。以下同じ。）に、より安全で、より安心な学校給食を継続して提供するため、食材の交わりを最小限にするなど、食中毒等の発生リスクを

最大限抑え、徹底した衛生管理が可能な施設とする。

イ 運用のしやすさを考慮した施設の整備

- ・ 新学校給食センターの整備に当たっては、栄養教諭などの意見を取り入れ、調理員の作業動線や調理状況を想定し、運用のしやすさについても十分に考慮した、より使い勝手の良い施設とする。

② 食物アレルギーのある児童生徒に対応した学校給食の提供

整備の方向性

ア 安全に食物アレルギーに対応する除去食等の調理が可能な施設の整備

- ・ 食物アレルギーに対応した除去食等を調理するため、対応品目のアレルゲンが混入しないよう、通常の献立の調理とは別に調理を行う専用の調理室を整備し、調理室に備える調理機器及び児童生徒に提供する食器についても専用のものを用意する。また、複数の品目に対応する場合には、品目ごとに別の調理ラインを整備する。
- ・ 対応する除去食の品目については、多品目に対応することにより、調理の過程で誤った食材が混入するリスクや各児童生徒に配送する過程で誤った除去食等を提供するリスクが高まることから、安全性を最優先し、効果的な対応を行う。

(2) より美味しく、児童生徒が喜ぶ学校給食

整備の方向性

ア より美味しく、幅広い献立の提供が可能な施設の整備

- ・ 主食については、現在の米飯、パン、麺類を引き続き 1 週間の中でバランスよく提供し、このうち米飯については、保温性の高い食缶に入れて学校へ配送することにより、温かい状態で提供することを検討する。
- ・ 副食については、温かいものは温かく、冷たいものは冷たい状態で彩り豊かで幅広い献立を調理し、児童生徒に提供する。
- ・ 和え物等を安全に調理するため、学校給食衛生管理基準に沿った安全な調理が可能な専用の調理室を整備するとともに、加熱調理後の食品を速やかに 10℃以下に冷却する真空冷却機などの調理機器を整備する。
- ・ 焼き物については、肉や魚などの食材を使用した調理が可能なスペースを確保するとともに、加熱調理に必要なスチームコンベクションオーブンなどの調理機器を整備する。
- ・ 炒め物については、彩りや食感を改善するため、小規模な釜を必要な数量設置することにより 1 つの釜の調理食数を少なくし、調理時間の短縮を図る。

イ より美味しく喫食するため、献立にあった食器の導入

- ・ 家庭で喫食する場合と同じような状態で給食を提供するため、麺類用の大きなどんぶりやカレーライス用の皿、米飯用の飯碗、箸など、様々な献立にあった食器

の導入を検討する。

(3) 生きた教材として活用が可能な、食育の推進につながる学校給食

整備の方向性

ア 地産地消の推進が可能な施設の整備

- ・ 地場産の野菜類、肉類等を活用するため、野菜類を受け入れる十分なスペースや肉類の下処理を行うスペース等を整備する。

3 事業名称

千歳市新学校給食センター整備運営事業

4 事業の対象となる公共施設

本事業の対象施設は、千歳市新学校給食センター（以下「本施設」という。）とする。
なお、給食の配送校及び配膳員配置校の詳細については、要求水準書を参照すること。

5 事業実施場所

(1) 事業予定地

北海道千歳市流通 2 丁目 1-2

(2) 敷地面積

11,630.52 m²

6 事業概要

8,000 食／日の調理能力を有する本施設の設計・建設及び維持管理・運営を行う。

7 本施設の管理者の名称

千歳市長 横田 隆一

8 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

(1) 設計業務

- ① 事前調査業務（現況測量、地盤調査等を含む）
- ② 設計業務（基本設計・実施設計）
- ③ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ④ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 建設・工事監理業務

- ① 建設工事
- ② 厨房機器等の調達及び設置業務
- ③ 什器・備品等の調達及び設置業務
- ④ 食器・食缶等の調達業務
- ⑤ 工事監理業務
- ⑥ 近隣対応・対策業務
- ⑦ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- ③ 什器・備品等保守管理・更新業務
- ④ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- ⑤ 外構等維持管理業務
- ⑥ 環境衛生・清掃業務
- ⑦ 警備保安業務
- ⑧ 修繕業務※
- ⑨ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備、厨房機器に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

(4) 運営業務

- ① 開業準備業務
- ② 食数調整業務
- ③ 検収業務
- ④ 給食調理業務
- ⑤ 給食配送・食器等回収業務
- ⑥ 配膳業務
- ⑦ 洗浄・残滓処理等業務
- ⑧ 食に関する指導の支援業務
- ⑨ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

- ・ 献立作成
- ・ 食材の選定・調達（事業者が実施するもの以外）
- ・ 食数調整に係る年間計画の作成

- ・ 給食費の徴収
- ・ 食材検収に係る給食物資検収簿作成、対応等の指示
- ・ 給食の検食
- ・ 食に関する指導

9 事業方式

本市は、事業者と PFI 事業に係る契約を締結する。本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、事業契約書（案）に従い、事業者が、本施設の設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約書に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）（一括払い型）により実施する。

10 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 26 年 7 月末日までとする。

11 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりとする。

事業契約締結	令和 8 年 12 月中旬
事業期間	事業契約締結日～令和 26 年 7 月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和 11 年 6 月中旬 ^{※1}
維持管理期間	施設引渡し日～令和 26 年 7 月末日
開業準備期間	施設引渡し日～令和 11 年 8 月中旬
給食提供開始日	令和 11 年 8 月中旬以降 ^{※2}
運営期間	給食提供開始日～令和 26 年 7 月末日

※1 設計・建設期間は 6 月中旬迄の中で、本施設の引渡し後、開業準備期間を考慮したうえで、給食提供開始日に確実に間に合う日程で事業者の提案とする。

※2 給食提供開始日は夏季休業後からとする。令和 11 年度は 8 月 20 日（月）以降となることが想定される（8 月 20 日（月）となった場合でも給食提供開始できるスケジュールを提案すること）。

12 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業期間終了後に本市が本施設を継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業期間終了日の約 2 年前から、本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業期間終了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書（案）において示す。）。

1.3 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書（案）に定めるところにより、次のとおり、事業者に対して支払う。

- ・ 設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価：完了払いとして支払う（本施設の引き渡し時）
- ・ 維持管理及び運營業務に係るサービスの対価：本施設の引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。また、開業準備費については初年度において支払う。

1.4 光熱水費の負担

維持管理及び運營業務の実施に係る光熱水費は、本市が負担する。事業者は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減をできる限り図るように業務を実施すること。

1.5 地元経済の発展への貢献

本市は、業務の遂行において、市内に本店、支店又は営業所を有する者の登用を期待している。また、業務従事者を市内から優先的に雇用することや、必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達することなど、市内企業の育成や地域経済の振興への配慮に期待している。

1.6 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書及び事業者の提案内容に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書及び事業者の提案内容等に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

1.7 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号）並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）のほか、関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準等（最新版）に準拠すること。

なお、詳細な法令等については、要求水準書を参照すること。

第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業又は協力企業とする。
- ② 参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ③ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、入札参加グループのうち、代表企業及び構成企業の出資により、特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮事業契約締結時までに設立するものとする。
- ④ 代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
- ⑤ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑥ 本市は、業務の遂行において、市内に本店、支店又は営業所を有する者の登用を期待している。また、業務従事者を市内から優先的に雇用することや、必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達することなど、市内企業の育成や地域経済の振興への配慮を期待している。

2 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があり、本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち、設計、建設、厨房機器等の調達及び設置、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC から直接これらの業務を受託する者）は、それぞれ以下に示す(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、建設業務を行う者及びそれらの者と資本面又は人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。この場合、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（以下同じ。）。

(1) 設計業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示す①及び②の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

- ② 入札参加表明時点で、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があり、登録業種が建築設計であること。
- ③ HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。
なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設的设计実績、ドライシステムの学校給食施設的设计実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。
- ④ 平成 28 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m²以上の公共施設の実施設計を完了した実績を有していること。
- ⑤ 平成 28 年 4 月以降に着手した学校給食センターの新築若しくは改築工事の実施設計を完了した実績を有していること。

(2) 建設業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示す①及び②の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ② 入札参加表明時点で、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があり、登録業種が建築一式工事であること。
- ③ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による経営事項審査の結果、建築一式工事の総合評定値が 820 点以上であること。総合評定値については、最新のものに限る。
- ④ 平成 28 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m²以上の公共施設の施工実績を有していること。

(3) 厨房機器等の調達及び設置業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、厨房機器等の調達及び設置業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示す①の要件については、全ての企業が該当すること。

- ① 入札参加表明時点で、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があり、登録業種が厨房用機器であること。
- ② 平成 28 年 4 月以降に着手した学校給食センターの厨房機器等の調達及び設置業務の実績を有していること。

(4) 工事監理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示す①及び②の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 入札参加表明時点で、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があり、登録業種が建築設計であること。
- ③ 平成28年4月以降に着手した延べ面積2,000㎡以上の公共施設の工事監理を完了した実績を有していること。
- ④ 平成28年4月以降に着手した学校給食センターの新築若しくは改築工事の工事監理を完了した実績を有していること。

(5) 維持管理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示す①の要件については、全ての企業が該当すること。

- ① 入札参加表明時点で、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- ② 平成28年4月以降に着手した公共施設の維持管理業務の実績を有していること。

(6) 運營業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、運營業務を複数の運営企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示す①の要件については、全ての企業が該当すること。

- ① 入札参加表明時点で、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- ② HACCPに対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCPに対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、若しくはHACCPに関する審査員資格等を有していること等をいう。

- ③ 運營業務のうち、給食調理業務を行う者については、平成28年4月以降に学校給食センターにおいて、4,000食/日以上調理業務の実績を有していること。
- ④ 4,000食以上の学校給食センターでの調理業務の実務経験が3年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。

3 入札参加者の制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、「千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱」（平成 14 年 12 月 18 日千歳市長決裁）による指名停止を受けている者。
- ③ PFI 法第 9 条の各号の規定に該当する者。
- ④ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ⑤ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ⑥ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑧ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑨ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑪ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

本事業に係るアドバイザー業務に関与した者とは、以下のとおりである。

- ・ 株式会社 建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
 - ・ 永井公認会計士事務所
- ⑫ 千歳市新学校給食センター整備運営事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針の公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
 - ⑬ 法人税、消費税、地方消費税、市税及び法人住民税を滞納している者。

- ⑭ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、本市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。また、給食配送・食器等回収業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする者は、複数の入札参加者の協力企業となることができる。
- ⑮ 千歳市暴力団排除条例（平成 26 年千歳市条例第 1 号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等との関係を有している者。

4 特別目的会社（SPC）の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として本事業を実施する SPC を本市内に設立することとする。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

5 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書及び資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

6 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

7 競争入札参加資格名簿への登録

入札参加表明時点で、千歳市競争入札参加資格者名簿への登録が原則必要である。

なお、登録のない場合には、以下に示す書類を提出することにより、本事業に限り競争入札参加資格者名簿の登録と同等と見なすものとする。詳細は、「第 5 1 担当窓口」に記載の担当窓口にお問い合わせのこと。

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ④ 財務諸表（法人及び個人）
- ⑤ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び千歳市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

- ⑥ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税）及び千歳市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

第4 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たったのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	内 容
令和8年3月30日（月）	入札公告、入札説明書等の公表
令和8年4月7日（火）	入札説明書等に関する説明会等
令和8年4月13日（月）	入札説明書等に関する質問受付締切
令和8年5月中旬	入札説明書等に関する質問・回答の公表
令和8年5月20日（水）	入札説明書等に関する個別対話受付締切
令和8年5月22日（金）	参加表明書及び資格審査書類の受付締切
令和8年5月29日（金）	入札説明書等に関する個別対話
令和8年6月上旬	資格審査結果の通知
令和8年6月中旬	入札説明書等に関する個別対話結果の公表
令和8年7月31日（金）	入札及び提案に係る書類の受付締切
令和8年9月中旬	落札者の決定及び公表
令和8年10月中旬	基本協定の締結
令和8年10月中旬	仮事業契約の締結
令和8年12月中旬	事業契約の締結（市議会の議決）

第5 入札手続等

1 担当窓口

入札手続きについての本市の担当窓口を次のとおり定める。各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

千歳市教育委員会 教育部学校給食センター整備担当

所在地 : 〒066-8686 北海道千歳市東雲町2丁目34 千歳市役所第2庁舎2階

電話 : 0123-24-0152 (直通)

F A X : 0123-27-3743

E-mail : kyushokucenter@city.chitose.lg.jp

千歳市公式ホームページアドレス :

<https://www.city.chitose.lg.jp/c20/1002623/1002633/1005660.html>

なお、上記は令和8年4月1日(水)以降の連絡先であり、令和8年3月31日(火)以前は下記に連絡すること。

所在地 : 〒066-0019 北海道千歳市流通3丁目1-11 学校給食センター

電話 : 0123-23-3591 (直通)

F A X : 0123-23-3599

E-mail : kyushokucenter@city.chitose.lg.jp

2 入札に関する手続

(1) 入札公告、入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、令和8年3月30日(月)に、本事業の調達に係る入札公告を行い、あわせて入札説明書等を千歳市公式ホームページ上で公表する。また、要求水準書に係る閲覧資料の貸出を以下のとおり実施する。

- ① 貸出期間 : 入札説明書等公表の日から令和8年7月31日(金)
(開庁日を除く、9時から正午まで及び13時から16時まで)
- ② 貸出方法 : 閲覧資料は、CDにて貸出す。
- ③ 申込方法 : 貸出を希望する者は、事前に「1 担当窓口」に連絡すること。なお、貸出にあたって、「様式1 閲覧資料貸出申込書兼誓約書」を提出すること。

(2) 入札説明書等に関する説明会等

入札説明書等に関する説明会及び現地説明会を次のとおり開催する。

- ① 開催日時
入札説明書等に関する説明会 : 令和8年4月7日(火) 14時から
現地説明会 : 令和8年4月7日(火) 15時30分から

② 開催場所

入札説明書等に関する説明会：千歳市役所第2庁舎2階 会議室5・6

現地説明会：事業予定地（北海道千歳市流通2丁目1-2）

※現地説明会は令和7年11月（実施方針公表時）に実施したものと同様の内容を想定しており、あわせて実施した配送校見学会は実施しない。

③ 参加資格：本事業に参加を予定している者とし、1社の参加人数は3名以内とする。

④ 受付期間：入札説明書等公表の日から令和8年4月3日（金）16時まで

⑤ 受付方法：「様式2 入札説明書等に関する説明会参加申込書」に必要事項を記載の上、「1 担当窓口」に記載の担当窓口にて電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに担当窓口にて連絡すること。

(3) 入札説明書等に関する質問受付・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間：入札説明書等公表の日から令和8年4月13日（月）16時まで

② 受付方法：「様式3 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、「1 担当窓口」に記載の担当窓口にて電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに担当窓口にて連絡すること。

③ 回答：令和8年5月中旬に千歳市公式ホームページにおいて公表する予定である。なお、提出された質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表とする。

(4) 入札説明書等に関する個別対話

本市及び本事業に参加を予定している者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、本市の要求水準書等の意図を理解することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。

① 開催日時：令和8年5月29日（金）（予備日：5月28日（木））

② 開催場所：千歳市役所第2庁舎2階会議室5・6

（控室：千歳市役所第2庁舎2階会議室4）

③ 参加資格：本事業に参加を予定している入札参加グループで参加（必ずしも全社で出席する必要はないが、その場合であっても1グループでの申込は1回限りとする）すること。参加人数は入札参加グループ全体で10名以内とする。

④ 申込期間：入札説明書等公表の日から令和8年5月20日（水）16時まで

- ⑤ 申込方法：「様式 4 入札説明書等に関する個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、上記期日までに、「1 担当窓口」に記載の担当窓口で電子メールで提出すること。なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに担当窓口で連絡すること。
- 日時及び会場の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- ⑥ 回答：令和 8 年 6 月中旬に千歳市公式ホームページにおいて公表する予定である。なお、個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表とする。

(5) 参加表明書及び資格審査書類の受付

参加表明書及び資格審査書類を提出する入札参加者は、関係する書類を次の期間に提出すること。

- ① 受付期間：令和 8 年 5 月 20 日（水）から 5 月 22 日（金）までの、9 時から正午まで及び 13 時から 16 時まで
- ② 提出場所：「1 担当窓口」に記載の担当窓口
- ③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。なお、持参により提出する場合は、予め担当窓口で電話で連絡を行い、指定された日時に提出すること。郵便により提出する場合は、令和 8 年 5 月 22 日（金）16 時までに担当窓口で必着とする。
- ④ 提出書類：参加表明書、入札参加資格審査に関する提出書類（「第 9 提出書類」を参照）
- ⑤ 提出部数：2 部（正本 1 部、副本 1 部）を提出すること。
- ⑥ 審査：提出された資格審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。資格審査書類が全て揃っている入札参加者について、入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ⑦ 結果通知：入札参加資格審査結果は、令和 8 年 6 月上旬までに随時郵送する。

(6) 入札及び提案に係る書類の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を提出する入札参加者は、関係する書類を次の期間に提出しなければならない。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

- ① 受付期間：令和 8 年 7 月 27 日（月）から 7 月 31 日（金）までの、9 時から正午まで及び 13 時から 16 時まで
- ② 提出場所：「1 担当窓口」に記載の担当窓口

- ③ 提出方法：持参すること。予め担当窓口で電話で連絡を行い、指定された日時に提出すること。
- ④ 提出書類：入札書類審査に関する提出書類、提案書、基礎審査項目チェックシート（「第9 提出書類」を参照）
- ⑤ 提出部数：「様式集（入札書類審査）」を参照
- ⑥ その他：提出された入札書類審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。

なお、入札を辞退する者は、入札辞退届（様式集（入札参加資格審査）様式3-1）を、令和8年7月30日（木）までに、担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

(7) 開札の手順

本市は、入札参加者より提出のあった「入札書」（様式集（入札書類審査）様式A-3）及び「入札価格計算書（別表①～④含む）」（様式集（入札書類審査）様式A-4）を次の方法により開札する。

- ① 開札日時：令和8年9月中旬（予定）
- ② 開札場所：決定後、入札参加者に連絡する
- ③ 開札方法：
 - ア 開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。
 - イ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。入札価格が予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。
 - ウ 全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。
 - エ 入札参加者が1者のみであっても、本入札は有効なものとして取り扱う。

(8) 提案書の審査の手順

- ① 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
- ② 本市は、別に公表する落札者決定基準に基づき、審査委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
- ③ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和8年9月中旬頃に決定通知を行う。

(9) ヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、令和 8 年 9 月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

また、本市は、提案書の内容等について、ヒアリングまでの間に入札参加者に質問を行う場合がある。

3 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類審査書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるとき、その他本市が必要と認める場合には、本市は全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

なお、提出書類は返却しないものとする。

(8) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類審査書類
- ② 事業名及び入札金額のない入札書類審査書類
- ③ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類審査書類
- ④ 事業名に誤りのある入札書類審査書類
- ⑤ 入札金額の記載が不明確な入札書類審査書類
- ⑥ 入札金額を訂正した入札書類審査書類
- ⑦ 入札金額と入札書類審査書類に明らかな不整合が生じている入札書類審査書類
- ⑧ 1つの入札について同一の者がした2以上の入札書類審査書類
- ⑨ 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類審査書類
- ⑩ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類審査書類
- ⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類審査書類
- ⑫ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類審査書類
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した入札書類審査書類

(10) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

4 入札予定価格

事業契約書（案）に定める設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価と維持管理及び運營業務に係るサービスの対価の予定価格は、12,323,186,700円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）、入札書比較価格は11,202,897,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

第6 入札書類の審査等

1 千歳市新学校給食センター整備運営事業者選定審査委員会

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、落札者決定基準や入札説明書等、事業者選定に関する書類の検討及び入札参加者から提出された提案の審査等（非公開）を行う。

審査委員会の委員は、次のとおりである。

【審査委員会 委員】

(敬称略)

	氏名	所属
委員長	近藤 浩文	公立千歳科学技術大学理工学部特任教授
委員	小山 奈緒美	北海道文教大学人間科学部健康栄養学科教授
委員	千葉 崇晶	千葉崇晶公認会計士・税理士・行政書士事務所 公認会計士・税理士・行政書士
委員	小倉 郁美	千歳市 PTA 連合会会長 (令和7年度)
委員	今野 由香	千歳市学校給食センター運営審議会委員 (令和7年度)
委員	小尾 千智	千歳市建設部長
委員	高橋 裕輔	千歳市教育部長

2 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査及び入札書類審査により実施する。提案内容及び入札価格を総合的に評価（以下、両者の評価点の合算値を「総合評価点」という。）し、最も優れた提案（以下「最優秀提案」という。）を行った者を選定する。

3 審査項目

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

入札参加資格審査	入札参加者の資格審査
入札書類審査	事業計画全般の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案（地域経済への配慮、事業者独自のノウハウやアイデア）に関する審査 提案価格に関する審査

4 落札者の決定

本市は、入札書類審査の結果に基づいて審査委員会により選定された最優秀提案を踏まえ、落札者を決定する。

5 落札者決定通知及び審査結果の公表

本市は、落札者決定後、入札参加者の代表企業に対して通知するとともに千歳市公式ホームページにて審査結果を公表する。

第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類審査書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

所在地	北海道千歳市流通2丁目1-2
敷地面積	11,630.52 m ²
土地所有者	千歳市
用途地域	工業地域
特別用途地区	第4種特別工業地区
建ぺい率/容積率	60% / 200%
道路斜線	勾配：1/1.5、適用距離：20m
隣地斜線	勾配：1/1.5、適用距離：31m
北側斜線	なし
日影規制	なし
防火・準防火地域	なし
接道条件	南側：街96009街路旭ヶ丘通（幅員18.0m）
水道整備状況	上水道：南側市道の北側歩道下にφ100埋設 下水道：南側市道の車道下に雨水管φ300、污水管φ250埋設
その他	<ul style="list-style-type: none">・都市計画法第29条の開発許可は不要であることを確認している。・宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項に基づく宅地造成等工事規制区域に指定（令和8年7月1日予定）されている。・工場立地法の適用外であるが、千歳流通業務団地内に建設されることから、周辺環境との調和を図るため、「千歳市工場立地法準則条例」に準じて、緑地を含む環境施設を敷地面積の10%以上確保すること。・敷地内の残置物（樹木、フェンス、排水溝（東側の敷地境界部のものを含む））は、事業者の提案に合わせて撤去・処分等を含めて適切に対応すること。

2 施設の設計及び建設・工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件

施設の設計及び建設・工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件は、「第2 8 事業の対象範囲」で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類審査書類を作成するものとする。

3 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理、維持管理及び運営業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4 資金計画・事業収支計画に関する条件

- ① 本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価は、本施設の引渡し後、事業者からの請求手続きを経て、一括で支払うものとする。
- ② 本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価のうち、維持管理費については、事業契約約款（案）別紙 5 第 2 項に基づいて、固定費及び除雪変動費を算出すること。ただし、提案にあたっては、条件を統一するため、業務時間を 30 時間/年とすること。
- ③ 本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価のうち、運営費については、事業契約約款（案）別紙 5 第 2 項に基づいて、固定費及び食数変動費を算出すること。ただし、提案にあたっては、条件を統一するため、提供食数を 8,000 食/日、提供日数を年間 200 日（ただし初年度は 125 日（8 月～3 月）、最終年度は 75 日（4 月～7 月））とすること。また、開業準備費については初年度において支払うものとする。

5 本市の費用負担

以下の費用については、本市が費用負担するものとする。

- ① 維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費（維持管理及び運営期間中）
- ② 電話料金等（環境整備に伴う契約及び使用料金等、事業者側に発生する費用を除く。）
- ③ 大規模修繕費
- ④ モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

6 サービスの対価の支払及び改定方法

事業契約約款（案）別紙 4 及び別紙 5 に基づく。

7 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング及びペナルティの考え方

事業契約約款（案）別紙 2 に基づく。

8 土地の使用

事業者は、工事着手日から本施設の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市が所有する事業予定地を無償で使用することができる。なお、事業者は、事業契約締結後、工事着手日までの期間、本市の承認を得た上で事前調査業務を目的とした立ち入りを行うことができる。

9 建設、維持管理及び運営業務期間中の保険

事業契約約款（案）別紙3に基づく。

10 本市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者自らが責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、事業者自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても、事業者自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び本市が対応すべきと認められるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

11 財務書類の提出

事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3箇月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを本市に提出し、本市に監査報告を行うこと。

第8 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 契約の条件

落札者と本市は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意し、これを締結するものとし、基本協定書の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。また、SPC 設立後、速やかに仮事業契約の締結を行うものとする。

なお、本契約の締結は、PFI 法第 12 条及び議会の議決に付すべき契約及び財産並びに重要な公の施設に関する条例（昭和 39 年 4 月 1 日千歳市条例第 17 号）の規定により、千歳市議会の議決を経たうえで締結することとなる。市議会で当該仮事業契約の締結に係る議案が議決された時に本契約を締結するものとし、契約締結日は、議決日から 7 日以内とする。ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合でも、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(2) 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が「第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件」に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮事業契約を締結しないことがあり、又は仮事業契約を締結しているときはこれを解除することがある。

2 契約の枠組み

(1) 対象者

SPC

(2) 締結時期及び事業期間（予定）

仮事業契約の締結：令和 8 年 10 月中旬

事業契約の締結（議決日から 7 日以内）：令和 8 年 12 月中旬

事業期間：事業契約締結日より令和 26 年 7 月末日まで

(3) 事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書（案）によるものとし、事業契約書（案）の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書（案）に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税及び地方消費税課税対象額に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

4 契約保証金

事業契約約款（案）第 36 条及び第 58 条に基づくものとする。

5 事業者の事業契約上の地位

事業者は、本市の事前の承諾がある場合を除き、事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

なお、入札参加者等が保有する SPC の株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができないものとする。

第9 提出書類

1 入札時の提出書類

入札時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集（入札参加資格審査）及び様式集（入札書類審査）を参照のこと。

(1) 入札参加資格審査書類

① 参加表明書	
・参加表明書	(様式 1-1)
② 入札参加資格審査に関する提出書類	
・資格審査申請書	(様式 2-1)
・設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-2)
・建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-3)
・厨房機器等の調達及び設置業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-4)
・工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-5)
・維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-6)
・運營業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-7)
・その他の業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-8)
・入札参加者構成表及び役割分担表	(様式 2-9)
・委任状（構成企業及び協力企業用）	(様式 2-10)
・委任状（代表企業用）	(様式 2-11)
・事業実施体制	(様式 2-12)
・会社概要書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・定款（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・決算報告書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年）	(書式自由)
・登記簿謄本（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	(書式自由)
・納税証明書その3の3（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、入札公告日以降に申請した証明書）	(書式自由)
・市税に滞納がない証明書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業（千歳市に納税義務がある企業のみを対象）、入札公告日以降に申請した証明書）	(書式自由)
③ その他	
・入札辞退届（辞退する場合のみ）	(様式 3-1)

(2) 入札書類審査書類

① 入札書類審査に関する提出書類	
・ 入札書類審査書類提出書	(様式 A-1)
・ 入札参加者構成表	(様式 A-2)
・ 入札書	(様式 A-3)
・ 入札価格計算書 (別表①～④含む)	(様式 A-4)
・ 要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)
② 提案書	
・ 事業計画全般に関する事項	(様式 B-1～7)
・ 設計業務に関する事項	(様式 C-1～6)
・ 建設・工事監理業務に関する事項	(様式 D-1～3)
・ 維持管理業務に関する事項	(様式 E-1～8)
・ 運営業務に関する事項	(様式 F-1～7)
・ 入札参加者独自の提案に関する事項	(様式 G-1～2)
・ 事業収支等提案書類	(様式 H-1～2)
・ 提案価格等提案書類	(様式 I-1～4)
・ 事業スケジュール表	(様式 J-1)
・ 計画図面等提案書類	(様式 K-1～18)
③ 基礎審査項目チェックシート	(様式 L-1)

第10 その他

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。
- ③ 前2号により事業契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- ② 前号により事業契約が解約された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解約することができる。